

第百七十四回国会 衆議院 財務金融委員會會議錄 第六号

平成二十二年三月二日(火曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 玄葉光一郎君

理事 岸本 周平君

理事 鈴木 克昌君

理事 中塚 一宏君

理事 竹本 直一君

理事 網屋 信介君

池田 元久君

小野塚勝俊君

岡田 康裕君

小山 展弘君

下条 みつ君

富岡 芳忠君

野田 佳彦君

福嶋健一郎君

山尾志桜里君

渡辺 義彦君

竹下 亘君

野田 毅君

茂木 敏充君

山本 有二君

竹内 譲君

篠原 孝君

高山 智司君

後藤田正純君

石井 啓一君

荒井 聰君

今井 雅人君

大串 博志君

小林 興起君

近藤 和也君

菅川 洋君

豊田潤多郎君

橋本 勉君

古本伸一郎君

和田 隆志君

田中 和徳君

徳田 毅君

村田 吉隆君

山本 幸三君

与謝野 馨君

佐々木憲昭君

政府参考人
(国税庁次長)
財務金融委員会専門員
岡本 佳郎君
首藤 忠則君

委員の異動

三月二日

辞任

田中 和徳君

同日

辞任

与謝野 馨君

補欠選任

田中 和徳君

補欠選任

田中 和徳君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第三号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案(内閣提出第一五号)

○玄葉委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として財務省主税局長古谷一之君、国税庁次長岡本佳郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○玄葉委員長 これより内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 きょうは、我々の財務金融委員会に鳩山総理に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。財務大臣及び金融担当亀井大臣ともども、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

さて、先日、東京及び大阪で、今ちょうど確定申告の時期でありますので、その現場を見学に行つてまいりました。東京は与謝野先生と一緒に参つたわけですが、大阪の方は我々は議員数名で行つたわけですが、

行きました場所は、所得が三百万円以下の、言つてみれば非常に貧しい人たちが税の控除等の相談に來ている。それを税理士が、こうすればこういう控除が受けられますよ、こういう指導をしているんですね。大勢の方が来ておられまして、十円、百円、二千元、三千元といううな、こういう話を延々とやつておられました。

そこで、どうですかと聞きましたら、私たちはこんなに細かいお金で一生懸命やつているのに、総理大臣の鳩山さんは毎月一千五百万もらえるんですってね、別世界の人ですね、こんな感じでありました。非常におかしいと思います、こういう意見もありました。こういう現実を見ますと、私は、徴税権者は当然、国税庁長官であり、財務大臣であり、そして内閣総理大臣であるわけですが、

けれども、一番信頼しなきゃならない人が脱税を犯している、あるいは税を納めていない、こういう不信感が国民の間に満ち満ちているのは非常に悲しいことだと思ひます。

昔、政治学の教科書に、政治がうまく行われるためには、一つは、言っている中身がまともなことでないといけない、つまりオーソリティーがないといけない、信頼感がないといけない。もう一つは、言うべき人がその立場でなければいけない。

そういう意味で、それを大義名分といいますかレジティマシーといいますか、そのレジティマシーを、総理は、もちろん日本国の総理であり正當に選ばれた総理でありますから、きつちりとそれは持つておられる。しかし、おっしゃっていること、中身について権威がないといひますか、うそがあるというか、こういう状態に実はなつてい

るんです。ですから、鳩山総理が何を言われても、国民はなかなかそれを、はい、わかりましたと信用しようとしません。ここは非常に不幸なところであります。ですから、こういう状態について総理はどう思われるか、まず聞きたいわけですが、

もう一つつけ加えておきますと、現場の御苦労されている税理士の方々は、小学校へ行つて税務教室というのをやつておられるんですね。そして、子供にそういうことを教える。税というのを納めなきゃいけないですよと言つたら、子供までが、鳩山さんは納めていないらしいね、こういう話をした。こういう状況でございます。

こういう現実を耳にされて、総理はどうお答えになりますか。ぜひお聞きしたいと思ひます。

○鳩山内閣総理大臣 竹本委員にお答えをいたします。

国民の皆様方に、私が全く承知をしていなかったとはいへ納税が大変おくれちゃいましたことを、心からおわび申し上げたいと思ひます。檢察によつて事実が解明をされたという中で、大変遅

まきではございましてけれども、納税はさせていただきますところではございます。

ただ、そのことによって国民の皆様方の納税意識というものに変化があったとすれば私の不徳のいたすところではございまして、納税は済ませていただきますが、今確定申告の時期でございまして、ぜひ国民の皆様方に、新しい時代を切り開いていただくために新しい政治を起こそうとしている、そのためにはやはり納税していただくことが大変肝要であるということも御理解をいただいて、お支払いを願えるように、私として身を粉にしてお願いをさせていただきたい、そのように思っております。

○竹本委員 総理おっしゃるとおり、本当に政治というものは信頼がまず大前提でありまして、その頂点に立つておられる総理が言われることに当然国民が信をおくということが一番大事だと思います。

その税について疑いを持たれないという趣旨において、今回の件は、お母さん、安子様からお金をいただいたおつたということを知らなかった、そして、知らなかったので、結局、贈与税を払ったということではございまして、私もその贈与というものは、お金を上げる人の意思とお金をもらう人の意思表示が合致して初めて贈与が成立します。したがって、総理が、お金をもらっていたんだ、こういうことがわかったときに、もうという意思表示さえしなければ何も贈与税として処理する必要はなかったと思いますね。

ですから、私は全然そういうことを知らなかったんだと。今回はお母様の安子様だからよかったけれども、もし仮にこれが問題になる、例えばやぐざとかそういう人からいつの間にか金を受け取っておつたというようなことであつたら、絶対受け取れないと思うんですよ。だから、なぜ簡単に、それを贈与として認識されたのか。

そしてもう一点、国民の疑惑がないという意味においては、やはり七分分の贈与税を払っておられる。普通、贈与税は時効の問題がありますから

五年でいいわけです。ところが、偽計等の故意がある場合は七年を払わなきゃいけない。なぜ七年を払われたか。その実態を見て国民は、ひょっとして鳩山さん知っていたんじゃないか、こういう疑念を抱いてしまいます。

ですから、その疑念を払拭するためには、どういう考えだったかということとをぜひはっきりと御説明をお願いしたいと思ひます。

○鳩山内閣総理大臣 お答えをさせていただきます。今竹本委員から御指摘がございましたが、私は全く知らなかったということでございまして、そのことが検察によつて、やはり母親からの資金提供があつたという事実が明らかになつたわけでございます。そして、そうであれば、私としては全く知らなかったわけでありまして、貸し借りのような話があるはずはないということで、贈与とみなすべきではないかということで、贈与とみなして贈与税の申告をして納税をしたということでございます。今、国税でどのような判断がされるかということであらうかと理解をいたしていま

す。また、これは私の資金管理をしておりました秘書と、経理を担当しておりました元秘書の弁護士との間のやりとりの中で、七年前からこのような母親からの資金提供があつたということが事実として判明をいたしましたのでございまして、であるならば、やはり幾ら時効が五年であつても、その二年前から資金提供があつたとすれば、その分もさかのぼって贈与税を納めるべきだという判断をいたしましたところでございます。

その適否というものに関しては、今、国税においてなされるものではないか、そのように思っておりますが、私としては、資金提供があつたとわかつた時点から納税するのが納税者としての義務ではないか、そのような思いで贈与税を支払っているということと、そのようにさせていただいて

いるところではございます。

○竹本委員 そうしますと、もし善意であるという認定を受ければ二年分は鳩山総理のところにお金が返ってくるという解釈をしておられるということですか。それでよろしいんですか。

○鳩山内閣総理大臣 その判断は今、国税の方でなされるべきではないかと思っておりますが、したがって、還付されるということになったときには、そのお金は、しかしながら、私自身がもらうわけにもいかぬ、そのようにも思っておりますので、そのようなときにどのような判断をするかというところは、そのときに考えてまいりたいと思ひます。

○竹本委員 半年前のことを思い出しますと、選挙の直前でありました。民主党は、政権交代というところで声高にしゃべっておられまして、そこに子ども手当というものを打ち出されました。一月二万六千円。このときに、私の支援者なんですよ、ごくごく親しくしている人ですけれども、彼はこう言いました。うちは孫が二人おる、二人で五万二千円あるんだよ、これを一年間もらつたら六十万になるじゃないか、これだけもらつたら皆民主党へ行くぜ、竹本さん、こう言われました。

現実にはそうやって、民主党が大勝してしまつたわけです。そして、そのほかにもたくさん、マニフェスト、耳に心地いいことばかり言いました。例えば、中小企業に対しては一八パーの税金を一一パーに下げると。下げていない。暫定税率だつて、廃止すると言いながら全然手が触れられていない。結局、すばらしい言葉ばかり並べて、だましてしまつたんじゃないか、こんな感じが私は強くするわけでありまして。

そして、現時点に立つて、政治の責任者として、あれほど言つたマニフェストを全部実現するつもりなのか、つもりでないのか、そこをまずお聞きしたいと思ひます。

○鳩山内閣総理大臣 私どもとすれば、子ども手当を初めとするマニフェスト、決してばらまきだとか選挙対策のために申し上げたところではあり

ません。むしろ、この国を変えるに当たつて一番大事なことは、子供を社会全体で支え合うシステムをつくるのが大事ではないか、その最大のテーマに対して、例えば子ども手当を支給させていただくという政策が一番効果的だ、そのような判断で、政策的な判断で行つたものでござい

ます。また、初年度はなかなか全額ということはい、半額にしようではないかというようなこともそのときに決めさせていただいたわけでございまして、決して選挙のために子ども手当をばらまきうなどというような発想を持っていたわけでは全くありません。

○竹本委員 子ども手当についてはそういうことかもしれないませんが、ほかのたくさんさんの約束についてはどうされるのか、もう一回聞きたいと思ひます。

○菅国務大臣 マニフェストの大きな項目が、子ども手当に加えて、一つは農業の戸別の所得補償。これは、初年度、当初よりも大きな形でスタートをいたしましたと思つております。それから、高速道路の無料化は、実験的取り組みということで、規模は小さいけれども、当初の実験的取り組みからスタートをしたというふうに認識をいたしております。高校の無償化についても、ほぼお約束どおりの形でスタートができたと思つております。

ただ、暫定税率の問題については、確かに税項目としての道路特定財源は廃止をいたしました。が、税率は従来と同じということで、これについては、環境税、環境問題との関係、さらには税収の落ち込みなど厳しい財政状況ということで、総理からも国民の皆さんに、この点についてはお約束どおりできなかったことについて率直に認めた上でのおわびの言葉もあつたわけでありまして。

そういう意味で、マニフェストに関して言えば、相当部分については初年度としてはスタートできたと思つております。さらにいろいろと、控除の問題とか減税の問題

もありますが、もちろんマニフェストはたくさん
の項目がありますので、今私が申し上げたのは大
きな項目ですが、少なくとも控除についても、子
ども手当に関連した控除の廃止は行いまして、そ
れ以外の控除についてはことしの税調の中で議論
をする、そういう扱いになっております。

○竹本委員 では、子ども手当に絞って申し上げ
ますが、野田副大臣にお聞きします。

来年度は二万六千円を支給するのかしないの
か、どういうおつもりですか。

○野田副大臣 竹本委員にお答えいたします。
二十三年度は、二万六千円月額支給ということ
になっていきます。その財源を確保するべく全力を
尽くしていきたいと思っております。

○竹本委員 いや、努力はわかるんですが、記録
を読みますと、鳩山総理は、あるとき、来年の満
額支給は厳しい、こういう発言をしておりますし
て、翌日、満額支給は可能である、こういう発言
をしています。今は、野田副大臣は努力をする
と。

みんな努力をしているんですよ。努力して責
任が免れるんだったら、何にも苦勞はしない。で
すから、そこはどうか。満額なのか満額でない
のか、それはどなたでも結構です、お答えくだ
さい。

○菅国務大臣 きよう、順調にいけば、来年度、
二十二年予算をこの衆議院で通過させていただ
けと思っております。二十三年の予算につい
て、もちろん、私どもこの財政状況の中で、い
ろいろな意味でそう簡単な作業だとは思っており
ませんけれども、まさに成長戦略、さらには中期
財政フレーム、あるいは財政運営戦略等々をこの
五月、六月とまとめ上げていく中で、来年度、今
からいけば再来年度、二十三年予算について
も、そういうものを踏まえて、普通の日程でい
えば、八月終わりの概算要求などの段階までは形
をつくっていききたい、それに向けて、マニフェ
ストについては基本的に実現をする方向で最大限の
努力をしていきたいと考えております。

○竹本委員 結局、努力という言葉に逃げてしま
われるわけでありまして、非常に残念です。

非常に数字に忠実にいけば、二万六千円を支給
すれば五・三兆円ぐらいいかる。ところが、扶養
控除及び特定扶養控除を削除しますから、二兆円
ぐらいい減るんだと思います。そうすると、三・三
兆円かかる。そのほかいっばい約束していますか
ら、それをやろうとすると大変な財源不足にな
る。今回の来年度予算、九十二兆円で組んでいま
すけれども、税収は確かに、自民党にとっても不
幸だし、民主党にとっても不幸だったんですけ
れども、三十七兆円しかない。九兆円ぐらいい減
っている。それプラス四十四兆円の借金をして、八
十一兆円です。そうすると、十一兆円の差が出るん
ですよ。これを今回はいろいろな、いわゆる埋
藏金と称されるものを使って何とかつじつまを合
わせましたけれども、来年はもう埋藏金はないん
ですよ。だから、どうするのかということをお聞
きしたい。金がなくて仕事はできません。金
をどこから出すのか、これをぜひお聞きしたい。

○菅国務大臣 私は、これは二つの面から見
なければいけないと思っています。

一つは、今竹本議員が言われたように、どの項
目でどれだけの歳出をするかということもありま
すけれども、もう一つは、全体の規模をどの程度
で組むかということでもあります。

リーマン・ショックがあつて、麻生内閣時代も
大型の第一次補正を組まれて、いろいろ議論はあ
りますが、私たちは一時停止をいたしました。が、
規模としては余り変わらない形で第二次補正で積
み上げました。また、今回の九十二兆円について
も、確かにいろいろな税項目などで、先ほど申し
上げたように、あるいはマニフェストでお約束ど
おり完全にはできないところもありましたが、逆
に言えば、九十二兆円というこの程度の規模の歳出
は、景気の刺激ということも考えて必要だとい
うのもあって、一方で、財政規律で四十四兆とい
うのをぎりぎりの線と考えて、税外収入を含めて
組み立てたわけです。

ですから、二十三年の予算も、中身の問題は
もちろん大変重要ですが、規模をどの程度にする
かということも、今の景気、経済の状況から見て
いかなければならないと思っています。

そういう意味で、まだ結論的なことを申し上げ
る段階ではありませんが、国によつては出口戦略
なんというところを一部言っているところもあり
ますが、私が見るところでは、まだ、日本におい
て、平成二十三年に出口戦略ということまで
はなかなかないのではないか、ある程度の財
政規模を考えざるを得ないのではないかと。

そうしますと、中身が何であらうとも、例え
ば、そうなたときに先ほど言われたような税収
だとすれば、税収と国債と税外収入ということ
で、どのようにしてそれを市場の納得をいただき
ながら組めるか。まさにこれから本当に頭を悩め
なければならぬという覚悟で、作業に取り組み
うとしていくところであります。

○竹本委員 時間がありませんので簡単に言いま
すが、要は、金が必要、しかし金がない、こうい
う状態ですね。

そうしますと、最後は、今回議論している特例
公債法の法律のもとになります財政法第五条で
は、「すべて、公債の発行については、日本銀行
にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入につ
いては、日本銀行からこれを借り入れてはならな
い。但し、特別の事由がある場合において、国会
の議決を経た金額の範囲内では、この限りでな
い。」という条文があります。これを使って日銀
が、政府が発行する国債を直接引き受ける。今は
市場に流通しているものを引き受けていますよ
ね。これはいいんですよ。ただ、これも、そん
なに幾らでもやれと言われると、おのずから日銀
としての判断はあるでしょう。それはわかる。

しかしながら、どうしてもというときは、新発
国債を直接日銀が引き受けることはあるのかない
のか、そういうことをやるつもりがあるのかない
のか。きよう亀井さんに来ていただいたのは、そ
うのことをぜひ亀井大臣からお聞きしたい、財務

大臣からも聞きたい、こういうことで来ていた
だいているわけでございますので、両大臣、ぜひお
答えいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 違う話にならないようにと思つて
おりますけれども、基本的に、今の法律でいえ
ば、新規の国債をそのまま日銀に買い取つてもら
うということは禁止をされているわけでありま
すし、そのことを、法律を変えてそうした行動をと
るということは、少なくとも私自身、現在まだそ
こまで議論は内閣の中でしておりませんが、私自
身、念頭にはありません。

○亀井国務大臣 まだ来年度予算の編成について
民主党と国民新党は協議を始めておりませんが、
議員御指摘のように、税収を確保するためには経
済を成長させるしかない。では、それが来年に間
に合うように、三十七兆円を超えてそれが可能か
どうかという問題がありますね。

そうでない場合の財源、緊縮予算を組めば別で
ありますが、そうでないとしたら財源は、あとは
国債と特別会計しかない。これは赤ん坊が考えて
もわかる話ですね。

そうした場合、特別会計、今までのように、鳩
山内閣ではそれを思い切つてやったわけだけ
ども、役人の手から、政治判断をして、どの程度必
要かという判断をして特別会計を考える、これも
一つのやらなければならぬことですね。しか
し、それだけでやはり足りるかなということ、議
員御指摘のように。

あとは、しよがない、国債をやる。その場合
に、市中消化という形でいった場合というのは、
いろいろこれは長期金利の問題を含めて出てきま
すね。そうした場合は、日銀が直接これを引き受
けて皆さんに財源をつくつてあげるというの、
私は一つの手だと思ひますよ、これは。私は、そ
れだけじゃなくて、例えば無利子非課税国債とい
うようなこともあると思う。

これは単純な国債だけを考へておればいいとい
うような、今はそんな生易しい状況じゃないとい
うことだ。ここはやはり大胆に、アメリカだつて

中国だつてそうでしょう。もう大変な財政事情の中においても、臨時に七十兆円の財政出動もやり、七〇％公共事業ですよ。中国も六十兆やったでしょう。そういう中で、財政規律は大事だけれども、財政規律、財政規律と、ばかりの一つ覚えのようにやっておれば、国が減びます。

○竹本委員 ありがとうございます。

両大臣の間にこれだけ大きい認識のギャップがあるということがよくわかりました。ありがとうございます。お礼を申し上げます。

○玄葉委員長 次に、与謝野警君。

○与謝野委員 私は、今回の予算、税制、その基本となる考え方、哲学というものが一向にわからない。

そこで、菅大臣にお伺いしますが、今回の予算、税制、基本的な考え方、哲学、これを短く御説明いただきたい。

○菅国務大臣 まず、政権交代が九月に起きてきたことは、財政の身をまさにコンクリートから人へという考え方に沿って変えていくこと。ですから、一次補正の見直しも二次補正もそういう考え方に立ち、そして今回の予算では、象徴的に言えば、公共事業費を約一八％下げ、一方で、一〇％近い福祉費用、あるいは文教関係も五％前後引き上げる。まさにそういう方向で、財政の歳出の身をこれまでの政権とは大きく変える、そこが私はスタートとしての最初の理念である。

その後のことも言えと言われれば言いますけれども、スタートはそういう考え方でスタートしたと考えております。

○与謝野委員 そのコンクリートから人へというのは全く、スローガンとしてはあったんですけども、実際は、公共事業費一八％は削減しておりますけれども、この削減額が一兆三千億でしかすぎない。子ども手当、子育て手当の増額一兆五千億、社会保障費増額二兆五千億、地方交付税九千億。これは実際は、コンクリートの方を節約したのは一兆三千億ですが、コンクリートから人というほど削減はしていないわけです。ですから、

コンクリートから人へというような非常にあいまいなことが哲学と言えるかどうか。

それです。菅大臣にお伺いしたいのは、普通は、我々予算を提出したときには、いろいろな経済の見通しとかあるいは財政の今後、そんな十年も二十年も先ではなくて、相当確かな見通しとそれに対する対応をきちんと国会に御報告した。これも野党からの厳しい要求があったんですが、今回はそういう将来展望が全く明らかにされていない。予算が終わって、五月、六月になったらつくるといふのは、ことしの予算はそういう将来展望なしでつくった予算だ、こういうふうに考えていいわけですか。

○菅国務大臣 私どもも、九月十六日に組閣があった後に、年内の予算を組む上で、今言われました、かつては骨太とかいろいろな表現をされましたけれども、そういうものについても念頭にはありました。

私が戦略担当大臣として、過去のそうした成長戦略なりあるいはいろいろな、骨太方針、プライマリバランスが何年からどうといった十年近くのもの全部精査するようにいたしました。私が見た感じでは、大変いいことは書いてありますけれども、一つとして達成されたものがないわけでありました。

私たちとしては、そういう中で、十二月の予算編成に間に合せてやるとすればどうしても、ある意味では、過去のものを多少手直ししてホッチキスでとめるということになりかねない、そういう判断の中で、成長戦略等について、最終的には十二月の三十日、予算の政府案ができた後に基本方針は出しましたけれども、少なくともまずは、本予算そのものの編成を優先させたというのが一つであります。

それでは、何もなかったかと言われますと、そこではあります。組閣した一カ月後の、十月の二十三日だったと思いますが、雇用対策本部で緊急雇用対策を発表し、また、第二次補正等々含めて経済対策を次々に発表し、さらには、環境問題

でのCO₂二五％をめぐるいろいろな議論をし、そういった幾つかの経済対策あるいは雇用対策の考え方、さらには、先ほど申し上げた成長戦略は若干前後はいたしましたけれども、そういう議論の考え方を踏まえてつくられたものが今回の予算でありまして、そういう意味で、基本的にはそうした考え方が盛り込まれている。

あえて言えば、拙速に何かそういうものを形だけつくるよりも、きちんとしたものをつくるために、これから六月ごろに向けて最終的な成長戦略等を取りまとめた。誠実な姿勢だと私は考えております。

○与謝野委員 そんなものは二週間もあればできるはずなので、予算をつくるに当たって、やはり霞が関の専門的な知識を動員すればそんなものができるんですよ。政治主導なんて言って肩を怒らせてやるから物事ができない。

菅大臣にお伺いしますが、マニフェストで約束をしたけれども、この予算案でマニフェストで言ったことに違反しているもの、できなかったものは何だとお考えですか。

○菅国務大臣 今何か、霞が関に頼めばすぐできると言われたんですが、私は、先ほどのことをもう少し添えて言うとしたら、なぜ過去のそうした中期見通しとかが達成されなかったということ私なりに、あるいは何人かの政治家、あるいはスタッフとともに考えました。

それがあって、後に御質問いただくかもしれませんが、かつての、八〇年代のいわゆる公共事業偏重の予算も長期的に見れば経済成長につながらなかったし、まさに与謝野さんが非常に厳しく批判をされた小泉・竹中路線の、デフレ状況の中で企業の効率を高める、リストラをどんどんやって企業が効率よくなったらそれで日本経済が高まるんだといった大失敗をしたそのやり方も、第一の道も第二の道も、それをとったのでは結局同じ失敗を繰り返す。

そこで、雇用、さらに需要、特に需要の中でも介護とか医療のように、潜在的な需要がありなが

ら逆に、余りにも報酬が低いために人手がなくて供給されないためにその需要が顕在化していないところ、こういうところに最も力を入れようというのが、先ほど申し上げた十月二十三日の緊急雇用対策も、まずは介護とか医療とか、場合によっては、若干時間がかかりますがけれども林業の再生とか、そういうことを考えた案をつくり上げながら、この予算案の中にその精神を盛り込んでいったということでもあります。

今、最後にお聞きになったのは、マニフェストの中でどれが必ずしも約束が守れなかったかというところの御質問であります。細かいところを言えば幾つかありますけれども、大きな項目で言えば暫定税率について、先ほども申し上げましたように、結果としては税目としての道路特定財源は廃止をいたしましたけれども、税率としてはほぼ、ほぼといましようか同じ税率を維持したということ、その理由についても総理の方から既に、環境の問題、さらには厳しい財政状況、さらにはガソリンが一時ほど高騰をしていない中で、実行できなかったことについては率直に認めておわびをされたことは御承知のとおりであります。その部分が一番、大きな項目の中では実行できなかったことだと認識しております。

○与謝野委員 我が党の総裁であった麻生前総理と鳩山総理が討論をされました。そのときに麻生総理から、マニフェストというのは財政的に少し無理なんじゃないか、少し誇大広告ではないかという趣旨のお話をしましたら、鳩山総理は断固として、マニフェストが実現できなければ政権からおりる、こういうふうな断言したわけなんです。

今、菅大臣のお話をお伺いすると、暫定税率一つですと言っているんですけども、金額としては二兆五千億ですよ、暫定税率。二兆五千億の約束を守らなかった。

これは私は不思議に思うんですけども、藤井大臣も、暫定税率はマニフェストに書いてありますから断固廃止しますと。鳩山総理は、これは国民との契約です、したがって必ずやりますと。と

いいながら、今菅大臣のお話をお伺いすると、ごめんと云ったからいいじゃないか、そういう軽い話なわけですよ。マニフェストを実現できなかったら政権からおりるといふふうに断言された総理の言葉は、一体どこへ行っちゃったのか。

秘書の犯罪は国会議員の犯罪だ、責任だ、こういういいことを過去いっぱい言っているんじゃないけれども、またまた、マニフェストを守らなければ政権をおりると公開の席で断言をしたんですよ。それで、今菅さんのお話をすれば、私は関係ない、総理がごめんと云ったからいいでしょう、これが菅さんの今の答弁ですよ。そんないいかげんなことでマニフェストというのはいいんですかということをお願いするわけです。

○菅国務大臣 私の認識を申し上げるとすれば、組閣の後、鳩山総理は、C O 二五%削減という大きな目標を国際的にも提示されました。そのときから、それでは環境税を同時に導入をやるべきではないか、環境大臣を中心にそういう意見もたくさん出たわけでありまして。

実は、そういう議論もあわせて、この暫定税率をどうするかという中で議論をいたしましたけれども、最終的には、環境税あるいは炭素税というものを仕組むにはかなり範囲が広いわけですので、とても三カ月とかそういう単位で国民的な合意を得るのは難しい。そこで、税制調査会の大綱の中でも、当面の間、この暫定税率をいわゆる従来の税率にとどめて、ことしじゅうには環境税のことについての方針を出すという方向を昨年暮れの税調でも取りまとめた。

そういう意味では確かに、約束が守れなかったという点では、同じ党の責任者の一人として私も申しわけなく思いますが、そういう大きな流れの中でそうした判断をしたということについては、その点についてはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○与謝野委員 菅さんは上手に説明されているつもりなんだけれども、二五%削減とかそういうのは関係ないですよ。これは最後に財務省が党に泣

きついで、党の方から、これは何でもいから続ける。政策は政府に一元化すると云った話はどこに行っちゃったのか。藤井大臣が天下に約束をし、総理が国民との契約だと言った話、これが一瞬にして飛んだわけですよ。だれが一体この国を支配しているんですか、だれがこの国のリーダーなんですかという深刻な疑問をみんなに持たせた瞬間ですよ。

それから、さつき公共事業を八〇年代から九〇年代にいったいやった。だれがやったのか。四百三十兆の公共事業を約束したのは、皆様方民主党の幹事長である小沢一郎先生ですから、小沢一郎先生にその間のアメリカの構造協議についてよく聞かれたらいいですよ。これは無理やりに四百三十兆と押しつけられたわけですよ。その受け手が小沢一郎先生ですよ。そういうことをやはり知っておいていただいて物事を判断していただきたいと思っているんです。

それから、今世界じゅうで、ギリシャ、スペイン、ポランド等がかなり、国として債務を返済できるかどうか、特にギリシャはEUの中では非常に深刻な問題になっている。先般いろいろ聞きますと、日本はギリシャと同じぐらい信用がなくなってきたという。

政府は、財政規律ということは口だけでは言うけれども、具体的に何をしようというところは全く考えていない。せっかく菅大臣が、少しは税制改正あるいは消費税を議論しようと言っていると、翌日には鳩山総理がそれを全面否定する。一体どういうことなんだ。国の財政は火の車、そういう中で、やはり民主党が政権をとった以上、日本国政府として良心のある発言や行動を財務大臣、副大臣にはしていただきたい、私はそう思っているんですよ。

財政再建目標を六月には決めますか。税制改正大綱を決めますか。この二点を答えてください。

○菅国務大臣 一言だけ先ほどのことを申し上げますと、余り当時言わなかったんですが、私は国家戦略担当として、五つのマニフェストの調整を

当時の財務大臣あるいは総理からも指示をいただいております。その中には暫定税率のこともありまして、関係する役所の大臣とは、先ほど申し上げたように、環境税のものをどうするか、これはなかなか一年間ではできないから、やはり一年程度はどういう形で形を残すしかないのではないか、そういう七割、八割の合意をしております。したが、もちろん、すべてがまとまってから出すということでありましたので、党からもいろいろな要望が来るということで、党の要望も受けた中で最終的な取りまとめを行った。

ですから、十二月二十五日、ちゃんと予定の中でいえば一番早い段階ですべてが決まったというの、もちろん党の要望も受け入れられるところは受け入れましたけれども、内閣の中の準備がそこまで進んでいなかったからでありまして、何かすべて小沢幹事長が決めているというふうに皆さん方が思われているのは、少なくとも私の認識とは大きく違うということだけは申し上げておきたいと思っております。

その上で、財政について、大変厳しい状況にあることは本心にひしひしと感じております。当初、財務大臣という立場になるとは思っておりませんでしたが、先日G7に出かけた中でも、まさにヨーロッパの皆さんがギリシャのことをいろいろと議論されておりましたが、人ごとではないという意識を特に強くして帰ってまいりました。

そういう意味で、総理とも相談をして、税制の議論も、所得税、消費税あるいは法人税を含めてしっかりと議論しよう、また、税に関連する社会保障の番号も議論しよう、近くは、年金の抜本改革についても議論の場をつくらう、総理の指示をいただきながら、そういうある意味では議論の土俵づくりをこの間やってきたところでありまして、基本的には、中期財政フレームは国家戦略室が中心になって六月の間には出していく。その中で基本的な、中期財政フレームは三年程度としておりますが、同時並行的に行われる財政運営戦略は、十年程度の展望の中で方向性を国民の皆さんに示

し、ある意味での財政の、一遍に再建とまで言えるかどうかわかりませんが、財政規律のあり方、健全化のあり方についても、その中で国民の皆さんにしっかりと示しができるようにということとして作業を進めているところであります。

○与謝野委員 今菅大臣がお答えになっているのは、議論することだけなんです。議論したら決しなさいということなんです。決したら実行しなさいいけないんですよ。「会議は踊る」という映画が昔あったんですよ。延々と何年も何年も会議をした、そんなんじゃないので、議論は物事を決めるためにやるんだと。

だって、菅大臣は理科系だから、関数が発散するとか級数が発散するという概念は御存じでしょう。日本の財政は、幾何級数的に発散しようなんですよ。もちろん、我々がつくった借金、そういうふうにおっしゃりたいと思うんですけども、それは、我々の責任は我々の責任として甘んじて受けまされども、やはり、ことしが発散元年になったら財務大臣としては非常に不名誉なことですよ。だから、その発散をとめるためには何をしなければならぬのか、これをやはり考えなきゃいけない。

発散をしていいのか、発散をとめるために財務大臣としては決然として何かをやるのかどうか、その決意を聞かせていただきたいんです。

○菅国務大臣 まさにおっしゃるとおり、政治家は最終的には、決めて実行できて何はものではないから、決めたからといって実行してないければ、決めたことの意味はないわけですよ。

ですから、私は過去の自公政権でいろいろ決められたものを見られますけれども、いろいろなことは書かれてるし、いい目標は出されてるけれども、残念ながら実現したものはないというところだけは、逆に言うと、私はそのことを非常に感じたから、段取りをしっかりとっておかないと、結局のところは、言ったけれどもできなかったで終わってしまうので、段取りを今いろいろ

総理と相談しながら組んでいるところですよ。

そして、あの人があつた小泉さんも、自分の任期中はやらないなんという、与謝野さんからすれば多分おかしいと思われたんではないかと思ひますが、つまりはそういうことを含めて、私たちが、言う以上はちゃんとやれるところまでちゃんと仕組んでいきたいと思うから、そう簡単に、言つた後になってやはりできませんと言いたくないから、そういう先ほど申し上げた幾つかの段取りを踏んでいるところです。

発散の問題ですが、私なりにいろいろ考えてみました。余り危ないことを言うといういろいろマーケットが反応しますから気を付けなきゃいけないが、率直に申し上げて、イタリアぐらいであればまだいろいろあるかもしれません。しかし、このままだければ、二〇〇％という数字になったときに、もうこれは釈迦に説法だと思ひますから多くは言ひませんが、景気はよくして経済は立て直さなきゃいけない、それには財政出動が必要だ、しかし一方で財源はない。余り国債を出すと、今度は金利が上昇してそちらでマイナスになる。まさに狭い道なんですよ。ですから、私がよく、余り財政に依存しないで景気を、あるいは経済を大きくする、そういう知恵を出して、需要がふえるところを大いに考えてくれと言っているのは、まさにその狭い道の中でどの道であれば、何とかそういうがけに落ちないで発散を押しとどめられるかということを考えてながら少なくとも物事を進めたいと思ひているからです。

個人的にいろいろなことを、決意を語ることはできないわけではありませぬけれども、少なくとも、今がそういう日本にとって最大の危機の状態にあるという認識だけはしっかり持つて臨んでいる、私も、そして鳩山内閣の全員がそういう意識を持つて臨んでいるということだけははっきりと申し上げておきたいと思ひます。

○与謝野委員 過去決めたものが一つもできていないというのは、それは認識が違ふんです。例えば骨太二〇〇六の中の十四兆円の削減、これは

延々とやってきているわけですよ。ことしもその延長線上にあるんです。実行してきているんです。ただ、税収は我々が予想したものとは違ひました。日本の経済は世界の経済の中の一つですから、当然世界経済の影響を受ける。

それは、新しい内閣になって税収減になったということ、我々責める立場には全くない。だけれども、菅さんが言われている第三の道、だれも文句は言わないように何とかこの道から脱却できる、そんな道はないということだけは申し上げておきますよ。やはり、歳出削減をいっばいやる、税制改正をいっばいやる、それしかないんです。それは、特別会計を取り崩すとごくごくお金が出てくるのか、何かうまいことを言う人はいるけれども、そういう道はないというんです。やはり愚直に日本の財政をしつかりさせてい

ただきたい。

今その責任ある立場にあるのは、菅さん、あなたが財務大臣としてその責任があるんですよ。歴史の試練にさらされているんですよ。ですから、ちゃんときちんと、ただ議論するだけではなくて、きつちりこういうことを決めてやりますというところまで持つていっていただかないと、財務大臣が歴史的な評価を受けられない、私はそう思ひています。

そこで、菅大臣は、名目成長率だけ三%にする、インフレーターゲット一%を導入したらいいというようなことをおっしゃっているんですが、正確には何をおっしゃりたかつたのかということをお伺いしたいと思ひます。

○菅国務大臣 今触れたのは、昨年の十二月三十日に発表しました新成長戦略の基本方針の中で、二〇二〇年までの平均の目標として、名目成長率を三%、実質成長率を二%、それによつて二〇二〇年にはGDPが名目で六百五十兆円、これを目標にしていこうと。それを実現するための具体的ないろいろな、大きい項目とかはもう既に出しましたけれども、具体的な中身を今、すべての省庁の政務三役を中心に議論をさせていて、そう

いう形でまず、与謝野さんの本にもありましたし、ほかの方からも言われますが、パイを大きくするということも一方でやりながら、そして一方では、歳出の削減等については、率直に申し上げて、先ほどの議論もありましたけれども、まだ出口戦略は、今の世界の経済情勢、日本の経済情勢からすると少し早いかな。ですから、二〇一一年の予算規模についても、今から余り小さくするということのメッセージは必ずしも望ましくないかな。

そういう中で、税収の問題も大変落ちております。これは所得税についても、この間のまさに小泉・竹中路線では、所得税も最高税率をどんどん下げてフラット化して、それが日本経済を立て直すんだと言つていたけれども、少なくとも私が見る限りは、それは格差の拡大はなつたけれども経済の拡大には必ずしもつながつていない。

そういうことで、まず所得税の方から、今専門委員会がスタートしましたので、三月に入りましてからまずそこから議論して、法人税あるいは消費税あるいは環境税、そういうった形で、当然ながら、そういうった意味での景気あるいはパイを大きくすることと同時に、税のあり方についても議論を本格的に始めるのがまさにこの三月からだと思ひております。

○与謝野委員 菅大臣がデフレ宣言をされたんですけれども、そうだとしたら、どういう政策対応をするかということも考えていないと、ただの機械的な判断としてのデフレ宣言になつてしまう。日本の物価下落は、菅大臣は貨幣現象を主因ととらえておられるのか、実物現象、すなわち中国との競争、国内のオーバーキャパシティー、過当競争、これが原因なのか、貨幣現象なのか実物現象なのか、これを菅大臣はどういうふうにご考えておられますか。

○菅国務大臣 私、こういう立場に立つてから、いろいろな専門家、いろいろな経済学者、あるいは多少の本も読ませていただいておりますが、もともと私は経済を勉強した人間ではありませんので、そうした中でいろいろな議論は、そう

せんので、そうした中でいろいろな議論は、そうは言つておられませんが、やっております。

私の感覚では、デフレというのは貨幣のバブルだ。つまりは、物を買うよりも貨幣で持つていた方がいいと多くの人が思う。場合によつたら、貨幣だけではなくて、あるときには株で持ち、あるときは土地で持つ。つまりは、何か、食べ物とかいい家とかいい車とかいうものよりも、貨幣そのもので持つておく志向が強くなつてい

る現象、それがデフレという形になつてい

る。もちろん、実物経済の中で物が売れなくなつて

いる、これは過当競争というだけではありませ

ん。つまりは、需要があるところに供給がないこ

とがあるんです。それがさつき言つた介護の問題であり医療の問題です。ですから、私は、これまでの経済政策は間違つていたというのはそういう意味です。

つまり、ユニクロは確かに競争に勝ちました。しかし、ユニクロが売れるものは、従来三越が売つていたとしたら、三越が売れなくなつてい

る。マクロ的に見れば、ユニクロは売り上げが伸びるけれども三越は下がるんです。しかし、介護とか医療とかであれば、潜在需要があるんですから、そこに供給が出れば需要が生まれる。あるいは、アイパッドとかあるいは新しい環境の製品は新しい需要を生み出します。

ですから、そういう意味で、新しい需要を生み出さない限りは、単に競争に勝つ製品が出たからといって、マクロ的に見たら、その会社はもうかるかもしれないけれども、マクロ的に需要そのものが大きくなつてい

くはない。

今回の三十兆円を超えるいわゆるデフレギャップも、もう御承知でしょうけれども、つまりは小泉、竹中さんの時代に欧米が、特にアジアが大変成長をして、そこに多くのものを輸出ができたからなんです。多くのものを輸出ができたんです。(発言する者あり)何もユニクロが悪いなんて言つ

ていないじゃないですか、後藤田さん。

私が言っているのは、かわるものをつくただけではだめなんだと。同じように、もっと安いテレビをつくただけで、ではテレビの台数が一千万台ふえるかといったら、そうならないでしょう。しかし、アイパッドとか新しい介護であれば、出すだけあるいは売れる場合もあるわけです。それが、私の言っている第三の道なんです。

ですから、雇用から需要、需要を生み出す、そういう分野、その需要というのは、ある意味では潜在需要の存在する分野を中心にして、そこに、必要であれば何らかの形で財を投じることで景気を回復させ、成長戦略に戻していきたいというのが私の基本的な考え方です。

○与謝野委員 何か、基本的な認識が間違っているんじゃないかという気がするんです。

一つは、外需依存というなおしやいましたけれども、日本の外需依存度というのはたつた一五%ですよ。八五%は国内の経済なんです。それが一つ。

それからもう一つは、新しい需要を開拓すべきだ、それは私も同じ意見です。しかし、新しい需要を開拓するためには、保険料あるいは税で積極的にお金を集めて、それを散じていくということがないと、需要は実は生まれません。そういう問題がありますから、財政構造自体もそれに合わせて変えていく必要があるのではないかと私は思っています。

ですから、あの成長戦略は、申しわけないけれども、二〇二〇年まで三%成長、実質が二%で、一%がインフレ率だと。これは、やはり菅大臣は、自民党に来て、上げ潮派の人たちと仲よくした方がいいという感じがしましたよ。我々は、そういういいかげんなことじゃだめだ。やはり、日本の潜在成長力というのはそんなに高くないんだと。

それから、インフレということを政策目標にするというのは、やはり政治としては絶対避けなきゃいけない、そういうことを言ったんですけれども、

ども、天下の民主党の財務大臣がインフレ一%容認論なんです。これはおかしいというか、政治がやはりやってはいけないことなんです。インフレなき経済成長というものを目指すということにしないといけないんですよ。

○菅国務大臣 先日、そこにおられる山本議員ともいろいろ議論をさせていただきましたが、山本先生はもっと高いインフレ率を目標にすべきだということを言われましたし、いろいろともちろん議論があることは、私は決して否定をいたしません。

また、与謝野さんの本の中でも、一%台半ば、これは成長ですけれども、二%前後ではないかということも言われていました。これが実質だとすれば、私たちが出している名目三%、実質二%とそう違わない。つまり、先進国の中でも二%前後から三%というのが大体ですから、そんなにめちゃくちゃに荒唐無稽な数字を出したというふうには思っておりません。

それから、先ほどどういうことを言われましたか、見方が違っている、その見方が違っていることとは、それはいろいろあるかもしれませんが、私には、先ほど来申し上げているように、決して前の政権の悪口を言うということではない、決するつもりじゃなくて、なぜ、この二十年、三十年見たら、日本の経済が、特にこの二十年間、いわゆる成長路線から外れたかということなんです。

先ほど、四百五十兆でしたか六十兆のことを、私も、自社さ政権であったかなかったか、そのころでありましたので、多少の記憶はいたしております。しかし、それも、別にどなたが言ったというのを抜きにして、あのときはたしか、日米の貿易インバランスを埋めるためという大義名分で、景気が非常によかったにもかかわらず大量の建設国債を出したんですよ。私は、それは今から考えれば間違っていたと思いますよ。

ですから、そういう、どこが間違っていたかという検証をしないで、それこそ、これがいい、あれがいいと言ってもまずいと思うから、過去の

ことを検証しながら、今申し上げたような考え方の中で次の具体的な形に進めていこう、こう思っているわけです。

○与謝野委員 先ほど竹本議員が申し上げましたように、三月十五日は確定申告の日です。やはり、日本の国税当局が何人にも公平に課税をしていく、それを貫いていくということは、やはり財務大臣の責任であり、また、それは総理に対しては例外ではないということを肝に銘じていただきたいと私は思っております。

以上です。

○玄葉委員長 次に、茂木敏充君。

○茂木委員 自民党の茂木敏充です。

早速、質問に入らせていただきます。

鳩山総理、総理はきょうのお昼、官邸で小沢幹事長と会談をされたようですが、どのような会談だったんでしょうか。総理は、小沢幹事長の説明責任について、国会答弁でも、きちんと進言する、このようにおっしゃっていました。国会での説明責任を果たすように要請されたんでしょうか。

○鳩山内閣総理大臣 一党の代表と幹事長が何を話したかということをごで申し上げる必要はないと私は思っております。基本的には、党のあり方等と内閣の意思の疎通のあり方というものを議論したということでは御理解を願いたい。

○茂木委員 総理が国会の場で答弁をされたこと、きちんと進言をします、こういうことを国会の場で答弁されているわけですから、そのことに関連してお聞きをしております。その点について、お答えください。

○鳩山内閣総理大臣 茂木委員、その件に関しては、もう既に、小沢幹事長には電話において進言をいたしました。結論だけ申し上げれば、お互いに、どのような立場で果たすかということとは別として、説明責任というものを国民の皆様方が求めているということであるならば、その説明責任をお互いに果たしていこうではないかということ

で、その電話の内容と御理解を願いたいと思いま

す。

○茂木委員 世論調査の結果を見ますと、国民の九割までが、小沢幹事長について、説明責任を果たしていない、こういう答えであります。まさに国民の声なんです。それなのに、まだできていないのに、せっかく会われたんですから、私は、党の代表としてきちんと要請する、これが筋である、こんなふうに思っております。

それから、総理の使われる進言というお言葉でありますけれども、総理、意識して使われているのかどうか分かりませんが、上下関係があるんです。この進言、目上の人に対して意見を申し上げること、これが進言になるわけです。そうすると、このままでは、国民から見たら、やはり総理は小沢幹事長に対して物が言えないんじゃないか、こういう誤解を生むのではないかと私は思っております。

ぜひ、党の代表の責任として、小沢幹事長の国会での説明責任が実現するよう改めて要請したいと思っております。いかがですか。

○鳩山内閣総理大臣 進言という言葉は、年上の者に対して私が申し上げたわけでありました。民主党の中には、余り、ボストの上下関係を一々気にするという風潮はありません。むしろ、目上の人に対して尊重するという思いは大事にしたい、そのように考えておまして、その中で申し上げております。

国会における小沢幹事長の説明に関しては御本人に任せたいとは思っておりますが、どのような立場であれ、国民の皆様方にまだ説明が十分だと思われているとすれば、その説明を尽くすという気持ちには小沢幹事長も持っているということ、私は、私の方から確認をいたしております。

○茂木委員 昨年の夏、国民の多くが政権交代に期待したのは、公正で透明な政治の実現、こういうことであつたと思います。残念ながら、今の総理の御答弁をお聞きしますと、そういう期待が裏切られる、失望に変わっていく、こういうことを感じざるを得ません。言っていることとやって

いることがやはり違うな、こういうところが、予算でも税制でも、そしてマニフェストでもたくさん出てまいります。

先ほど、マニフェストの実現につきまして我が党の与謝野委員の方から質問もありましたが、改めてお聞きしたいと思うんですが、マニフェストの実現の状況につきまして、総理は二月九日の予算委員会、我が党の大村委員とのやりとり、年金保険料が平成二十二年度予算でも年金給付以外の事務費に充てられている、これが年金保険料の流用禁止をうたったマニフェスト違反ではないか、こういう質問に対しまして、こう総理はお答えになっていきます。

私も民主党としては、一年でやることは一年というふうにしつかり書いてあります。書いていないものは、基本的に四年間の中でやりますと申し上げている。マニフェストの工程表の中で、子ども手当とか公立学校の実質無償化など八つは、初年度からどれだけやるというのを書いてあります。ただ、年金保険料の流用の話は、工程表の一番下に、「上記以外の政策」ということで、「財源を確保しつつ、順次実施」と書いてある。私も、これにのっとって行いたい。

このように答弁されています。総理御自身の答弁です。これで間違いございませんか。

○鳩山内閣総理大臣 そのとおりであります、マニフェストというのは、国民の皆さんに、民主党として四年間でやります、そのことを契約という形でお約束を申し上げたものでございます。

その工程表の中に、子ども手当あるいは戸別所得補償、一つの項目、六つほどあったかと思いますが、それに対して、一年目にはどうするということとは……（発言する者あり）八つですか、失礼しました。その八つの項目に対しては、工程表の中で、年度ごとどこまで実施するということを書かせていただいております。

必ずしもそれが一〇〇%できていないものもあることは認めておきたいと思っておりますが、下の欄のところに、それ以外のものということが書

かれておりまして、それに対しては、財源の手当てがつき次第、この四年間の間に実施をするというふうにうたわれておりまして、まさに年金保険料の流用禁止というところについては、二千億程度でしたか、財源が必要でございます。その財源の手当てというものをやるのに初年度は無理であったということでありまして、四年間の間にこれは実現をいたしたい、そのように考えております。

○茂木委員 つまり、今の総理の答弁にもありますように、マニフェストの工程表の見方、全部が四年間でやるということではなくて、主要八政策以外については四年間で財源を確保しながらやります、しかし、主要八政策につきましては初年度から毎年の実施額が示してある、こういうことだと思えます。

そこで、主要八政策の平成二十二年度の実施状況を見てみますと、暫定税率は残念ながら維持、こういうことであります、年金問題への集中的な取り組み、これも半額以下に減額をして九百億、こういうことで縮小になっていきます。

つまり、民主党が目玉としてきた主要八政策につきましては、初年度から明らかに公約違反。平成二十二年度のマニフェストの主要政策、全体で七・一兆円です。それに対して実施できましては三・一兆円です。四四四、点数でいえば四十四点です。財源の確保でいいますと、結局、基金の返納、この一兆円分、これを除いた二・三兆円ということですから三二・三、三十二点です。そして、それ以外の政策の財源の確保については、ゼロ点、こういうことになるわけですね。

大学の四年間でいいますと、一年目、一番ハードルの低い一年目から落第点、こういうことだと思えますけれども、この数字で間違いありませんか。

○菅国務大臣 数字は、ちょっとここで確認する数字を今すぐは持っておりませんが、私は、新しい政策課題については、今言われたように、基金の返納を含めた、たしか三・二兆円ですか、その内側から、新たな政策については、少なくとも初

年度分については実行をしている。ですから、確かに幾つか、暫定税率など、当初のお約束が実行できなかったこともありまして、多くの課題については、初年度分については、三・二兆でしか、その中から実行を始めている、こういう認識を持っております。

○茂木委員 三・三兆円です。

ただ、おっしゃっていらっしゃるの、財源の捻出は、予算の組み替えとそして無駄の排除で全部出しますと言ったわけです。そうすると、基金からの返納は入らないから二・三兆円です。三十二点だ、それ以外は零点だ、こういう話を申し上げているわけでありまして。明らかにマニフェストは破綻している、財源の方から、そう言わざるを得ないんじゃないかな、こんなふうに私は思っているところでもあります。

財源がない、そこでどうしたかということでありまして、要するに、一番財源を食う二・五兆円の暫定税率についてはあきらめた、二番目に財源を食う子ども手当につきましては一兆七千億、つまり、地方とか企業には迷惑をかける、と言いながら五千億以上負担をさせて、一・七兆円に減額をして中途半端な実施、こういうことになったんだと思います。

国民の声を聞いて見直したのではなくて、結局、財源のどこから削っていった、こういうことでマニフェストが破綻している、こう申し上げているわけでありまして、すべて財源の問題なんですね。

そこで、子ども手当、これだけ巨額の税金を使うわけでありまして、本当に効果があるのか、極めて疑問であります。

子ども手当につきましては、民主党は総選挙では、これまでの生産者、サプライサイドの景気対策ではなくて、家計への直接支援の目玉、こういうふうにして訴えてきたはずであります。ところが、予算委員会でも、我が党の林参議院議員等々から、消費性向と乗数効果の関係等々、疑問を呈されますと、菅財務大臣は、中長期的には少子化対

策としても効果がある、このような答弁を明確にされているわけがあります。

この子ども手当、社会保障費の予算の中でも圧倒的に大きな税金を食う予算、こういうことになってくると思います。満額支給になりますと五兆円を超える。例えば児童家庭給付費、それから保育関係の予算、これを合わせても三兆円、こういう額であります。

子ども手当が少子化対策として効果がある、こういうふうにおっしゃるんですしたら、財務大臣、毎年五兆円以上かかるこの子ども手当の支給によりまして出生率はどれくらい改善しますか、明確にお答えください。

○菅国務大臣 まず、この少子化という現象がはつきりしてきたのは、二十年ぐらい前にはかなりはつきりしてきたわけです。結果として、それに対して手を打たなかったということについて、私たちは、大変おくれたけれども何らかの手を打つ必要がある。このままだと、今世紀の終わりには人口が四千五百万です、今の推計のままだけ。

そういう意味で、まずは、そうした子供の問題というのは、少なくとも少子化の問題でいえば、一年二年で効果が出るわけではないけれども、二十年おくれたけれどもそこは大きく手を打つ、こうということ、そして、その中にはもちろん直接の給付もあれば実物給付もあることも承知をいたしております。

そういう中で、いろいろな議論をした中で、直接給付については、まず二万六千円を目標にして始めようということなんです。そのときに、あわせて家計を潤すことによる経済効果もある程度は期待できるということで申し上げたんです。それに対して、公共事業の方が乗数効果が高いじゃないかとかという議論があったから、そういう議論になったのであつて。

出生率については、率直に申し上げて、これだけのお金を出せばこうなりますというふうには、これだけでは申し上げることはできません。いろ

いろいろな関係がありますし、他の国を比べても、フランスなどは出生率が戻っておりますが、イタリアなどは余り出生率が高まっております。ですから、私は、子ども手当だけで出生率がV字形で回復するというほど楽観はいたしておりませんけれども、しかし、それに加えた現物的な、保育とかいろいろな仕組みを合わせることに、あるいはもう少し高い出生率には変わっていく、あるいは変えていきたい、こう考えております。

○茂木委員 数億単位の予算であれば、私、こういう質問は申し上げませんけれども、先ほど申し上げましたように、児童家庭給付金それから保育関係の予算全体を合わせても三兆円なんですよ。それよりも単体で大きなものをやるからには、それなりのきちんとした効果の見通しを持ってやらないということだったら、納税者は納得をしないんじゃないかな、こういうふうには私に思うところがあります。

それで、もう一つ、経済効果について改めて質問させていただきたいと思うんです。

財務大臣は、消費性向につきまして○・七程度、このように御答弁されておられると思いますが、子ども手当の支給などによりまして所得が追加的にふえた場合、そのうちの程度が消費に回るかという限界消費性向、恐らく大臣が○・七と比べた数字より低くなると思うんですけれども、官僚が後ろから今ペーパーを出していますね、幾つぐらいになるか、お教えください。

それから、今回、児童手当に接ぎ木をする、公約違反で、そういう形になっていきます。そのために、所得階層によりまして支給額が異なってくる。残念ながら所得が低い方が支給額が低い、こういうことになるんですけれども、所得階層別の消費性向がどうなっているか、お答えください。

○菅国務大臣 消費性向については、過去の定額給付金とかいろいろなもので、いろいろな調査といたしまして、内閣府で調査をしたり、あるいは予想したりしております。

今回の場合は、比較的、他の定額給付の場合より

りも高目に出てきているのは、一つは、恒久的な、つまり単年度ではないということからくる効果が一つはあります。それから、先ほど限界消費性向という言葉もありましたけれども、一般的には、子供がいる家庭は子供がいらない家庭よりも消費性向がやや高くなるということも言われております。

そういう意味で、○・七というのは、平均消費性向を、計算上は限界でなきゃいけないんですけども、限界消費性向とほぼ同等になるという認識のもとで、○・七というのが内閣府のいろいろなモデルの中で推測している数字だということなんです。

○茂木委員 所得階層別の消費性向についてお答えください。

○菅国務大臣 細かい数字は今すぐ手元にはありませんが、一般的に言えば、所得が低い階層ほど消費性向がやや高くなるというのが一般的傾向だと認識しています。

○茂木委員 やはり認識が私は少し違うんじゃないかな。限界消費性向は明らかに低くなる、こういうふうには考えています。

それから、所得階層別でいいますと、ややではあります。例えばデータで申し上げますと、これは内閣府のデータですけれども、平成二十年度の家計調査によりますと、全体の消費性向、これが七三・四、これで所得五分階でいいますと、一番低い四百四十一万円以下の家計の消費性向は八五・九%です。これに対して、一番高い九百三十八万円以上の層は六六・九%ということですから、二〇%ポイントも差が出てくるんです。そこで、何が問題か。今回、児童手当に接ぎ木をしたわけです。そうしますと、児童手当の所得制限以下のところに付きますと、一万三千円九千まではなくて、三千円しか出ないんですよ。そして、所得階層の高い、例えば鳩山家のような家庭の場合は一万三千円九千出る、こういう形になってきます。

さらに申し上げますと、扶養控除の廃止により

まして、平年度ベースでは、所得制限以下の例えば三百万の家庭、こういうところだと、結局はマイナスになっちゃうんです。今もらっている額より少なくなる、こういう形であります。

さらに申し上げますと、子ども手当の使い道につきましては、民間の調査によりますと、低所得層は生活費に充てる、そして中所得層は貯蓄に充てる、高額所得層は教育投資などに充てるということとでありまして、これでは教育格差もまさに拡大していくんじゃないですか。

○菅国務大臣 先ほど言われたのは、多分、児童手当が所得制限があるために、それよりも上の人は今まで児童手当がゼロだから、子ども手当になれば所得制限を入れたためにプラスになる、そういう計算かと思えます。確かに、児童手当の所得制限、たしか八百万ですか、それ以上のところと以下のところではいろいろ変化があることはそのとおりだと思っています。

その上で、一般的に言えば、今回は控除がまだきませんので、国税、地方税は来年、再来年からです。そういう意味では、今回の子ども手当でトータルとして減る階層はないというふうには認識をしております。

○茂木委員 ちゃんと私の質問を聞いてください。

平年度ベースで、扶養控除等々が廃止されたときは減ります、こういう話を申し上げていまして、一例だけ申し上げますと、共働きの場合で子供一人ですと、三歳児未満の子供が一人の場合、ネットでの増減でいいますと、年間一万六千円の減です。そして、一番高い階層でいいますと四・七万円の増、こういうことであります。

今の一連の御答弁を聞きますと、少子化対策としても出生率がどれくらいになるかわからない、五兆円以上使いながら、そしてまた、経済効果でいいますと、消費性向が高い低所得層には低い給付、そしてまた消費性向が低い高額所得者層には高い給付ということになって、さらには、それによって何に使うかということ、生活費に使う、一

方では、高額所得者の方は、鳩山さんのお孫さんのように塾に通わせたり、そしてまた教育投資、こういうことで教育格差も広がる。明らかに政策としておかしいんじゃないですか。

こういうことを申し上げているんですから、きちんと答えてください。

○菅国務大臣 平年度ベースというのは、少なくとも初年度は月一万三千円で、マニフェストでいえば、二年目からは二万六千円を目指して今努力をしているわけですが、二万六千円にマニフェストで掲げたところを実現したときに、今言われたように、所得の低い人の方がマイナスになるということは、控除で逆にはきていくのは、高額所得者が控除によって減税分がかなりなくなりますが、扶養者控除であっても、高額所得者の方の負担は逆に税の方でかなり高くなります。ですから、そういう意味で、何か子ども手当を入れたら逆進性になる、私が見る限り、そういう組み立てにはなっておりません。それは平年度ベースも一万三千円のまま続けたときの仮説であるとすれば、ちょっと私たちの設計とは違っております。

○茂木委員 給付が一万三千円であるが二万三千円である方が、先ほど申し上げたケースですと、高額所得者の方が入るのが多くなります、間違いない。そして、一万三千円の場合はマイナス数字で見えておりますから、間違いありません。きちんと確認してください。ちょっと、とめて確認してください。(発言する者あり)

○玄葉委員長 では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○玄葉委員長 速記を起してください。

それでは、峰崎副大臣、質疑時間が終了いたしますので、簡潔に答弁願います。

○峰崎副大臣 前提条件は、先ほど私、ちょっと明確でなかったんですが、子ども手当月額二万六千円という前提条件でよろしいんですね、平年度とおっしゃっていますから。(茂木委員)平年度で

一万三千円と言いました」と呼ぶ)

○玄葉委員長 財務副大臣、答弁だけしてください。

○峰崎副大臣 とりあえず、私は今、二万六千円という前提の数字を申し上げますが……(茂木委員「いや、一万三千円と言ったんだから、一万三千円でやってくださいよ」と呼ぶ)

○玄葉委員長 答弁だけしてください。もう終わっていますから。(発言する者あり)では、財務副大臣、いいです。

菅財務大臣、最後、簡潔にお願いします。

○菅国務大臣 いや、ですから、先ほど申し上げたじゃないですか。平年度ベースというのを言われたら、私たちは初年度は一万三千円と考えておりますが、二年目以降はマニフェストでは二万六千円となっているわけです、平年度ベースというのは、だから、控除が外れるのは、国税で来年から、地方税で二年先からですから、そういう意味では、二年先以降の平年度と言われるのであれば、二万六千円で計算すれば、先ほど私が申し上げたように、逆転することはない、それが私たちの設計図です。

○玄葉委員長 質疑時間が終了いたしましたので、次に参ります。

次に、竹内譲君。

○竹内委員 公明党の竹内譲でございます。

本日は、事前に質問通告をいたしておりますが、総理のみにお尋ねをしたいというふうに思っております。

まず、公明党といたしましても、政治倫理の問題につきまして冒頭申し上げておきたいというふうに存じます。

民主党の倫理規則によりますと、その第三条には、「常任幹事会は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合には、すみやかに調査を行って事実を確認し、必要な措置または処分を行わなければならない」とあります。

民主党議員処分の主な前例は次のようなものでございまして、例えば、過去、古賀潤一郎氏、学

歴詐称容疑で、離党届受理せず除籍。それから、西村真悟氏は、弁護士法違反容疑で、離党届受理せず除籍、また辞職勧告決議案もされている。山本譲司氏は、詐欺容疑で離党届、撤回し除籍。永田寿康氏は、にせメール事件で党員資格停止、議員辞職。それから、小林憲司氏は覚えい刑使用で除籍。佐藤観樹氏は、秘書給与詐取容疑で除籍、議員辞職。このように厳しい処分がされておられるわけであります。

これらに比べても、現在の与野民主党は自浄能力を発揮していないのではないかと、国民への説明責任も果たしていないと言わざるを得ないと思うわけでございます。

現場を回っていて、国民の多くの声は、総理は御自身の疑惑については本当のことを言っておられない、石川知裕衆議院議員については政治倫理審査会に出て弁明すべきである、また、民主党は、石川議員の辞職勧告決議案にも賛成し、証人喚問にも応ずるべきである、どうも小沢幹事長関係の問題には民主党は甘い、それから、小沢幹事長は国会で説明責任を果たすべきだといふものがあります。

また、世論調査でも約七割の人が小沢幹事長は辞任すべきだとしていますし、前原国土交通大臣も辞任を期待する発言をされているわけでございます。

加えて、小林千代美衆議院議員の陣営に違法な政治資金が渡ったとされる事件では、北海道教職員組合幹部ら四人が逮捕されるという事態に至っております。

総理は、予算が衆議院を通過すればこれら一連の政治と金の問題に幕引きをして、ほかおわりをしておいて、参議院選挙を勝とうと考えておられるのでしょうか。政治と金の問題にそれぞれきちんとけじめをつけるべきであると思いますが、総理はいかがですか。

○鳩山内閣総理大臣 衆議院の予算が通過したから幕引きをしたいとか、あるいは参議院ですべて予算が通ったら幕引きをするとか、そのような思

いは持つてはおりません。

一つ一つの政治と金の問題に関しては、しっかりと国民の皆さん方に、後ろ指を指されないようにその説明責任というものは果たすべきだ、そのように考えておりますし、御本人が判断をされるものはされるべきだ、そのように考えております。

また、今、町の方の声として、鳩山自身が正直に話をしていない、そのようにお話があったようでございます。あるいはそのように国民の皆さんに聞こえてしまっているとしたら、まことに不徳のいたすところでございますが、私自身は、私の知り得る限りの事実を正直に申し上げているつもりでございます。

以上です。

○竹内委員 この点、政治と金の問題につきましては、しっかりとけじめをつけていただきたいと思っております。

次に、角度を少し変えまして、私、かねがね鳩山総理にぜひ伺いたいことがございました。これは質問通告をしておりますが、私は、戦後の政治家は、なぜ日本はあのような無謀な戦争を行って国家を破滅させ、国民に塗炭の苦しみを与えたばかりか、中国を初めアジアの人々に多大な損害をもたらしたのかというのを絶えず検証し、そこから教訓を酌み取らなければならないと思っております。

戦争に至る大きな原因の一つとして、軍部の暴走を政治が抑えられなくなったということが定説として指摘されているわけでございますが、その軍部の政治介入の重大な契機となったのが、当時の民政党の浜口雄幸首相が締結した昭和五年のロンドン海軍軍縮条約と、それが天皇の統帥権を犯すものだと起った、いわゆる統帥権干犯問題であったと言われていると思います。

当時、野党だった政友会の大養毅総裁と総理の祖父の鳩山一郎議員が衆議院で、海軍軍令部の意見を見無視して軍縮条約を調印したのは統帥権の干犯だとして激しく政府を攻撃しました。

本日お手元に配付した、昭和五年四月二十六日の衆議院の議事録がこれでございます。この二ページから三ページにかけて鳩山一郎議員の演説が載っております。読みにくいのですが、これを一々解説している時間はございませんので省略させていただきますが、このことが、その後、政友会と海軍とが結託しての大きな騒ぎに発展し、とうとう翌年、浜口総理が東京駅で狙撃されるという事態も招いてしまいました。

歴史家は、政友会が軍と組んで議會を混乱に陥れたのは、政友政治に墓穴を掘る行為、またそれは、昭和史における軍部の独走を政治そのものが容認する性格のものであったと評しておられるわけでございます。

当時は、まさに二大政党制の時代でありました。民政党と政友会。しかし、この事件後、政友政治は急速に力を失い、軍部が暴走してとうとう戦争に突入、日本は破滅したのであります。

鳩山総理は、このロンドン海軍軍縮条約の締結と、それが引き起こした統帥権干犯問題をどのように認識されておられるか。また、この事件から酌み取るべき政友政治の教訓とは何か、総理の見解を求めたいと思っております。

○鳩山内閣総理大臣 竹内委員にお答えを申し上げます。

祖父の行為は祖父の行為であって、そのことに

関して、今、孫としてどのように考えているかというのを若干申し上げてまいりたいと思っております。

ロンドン海軍軍縮条約の締結に際して、今お話がありましたように、軍令部の反対を無視して政府が兵力を決定したということに関して、これは天皇の統帥権を侵したものだ、いわゆる統帥権干犯の事件というものが起きたことは私も理解を

しているところでございまして、その結果として、これはいろいろと歴史的には検証しなければならぬことがあろうかとは思いますが、それが一つの原因であったかと思っております。

浜口雄幸総理が刺された、そして、辞職をされ

て亡くなられたという事件が起きたことも事実だと理解をしております。そして、そのことが、軍部に対して政府が物を申すことができなくなる、結果として政党政治というものが弱まったということも事実として起きたことではないか、そのように理解をいたしております。

ただ、当時のいわゆる明治憲法下で起きた政党政治と現在の政党政治という中では制度上に大きな違いがあることも、これは竹内委員御案内のとおりだと思っております。軍部の統帥権の問題など単純に比較はできないことではないかと思っております。一概に教訓的なことを申し上げるべきではないと思っております。

ただ、私なりの私見で申し上げさせていただきますれば、やはり、これは軍部に対する、いわゆる軍事というものの対してはシビリアンコントロールというものが非常に重要であるということも学ばせていただく一つの事件であろうかと思っております。

ただ、シビリアンコントロールといっても、それをしっかりと機能させていくためには政治が、これはメディアも含めてそうだと思っておりますが、国際的な流れというものの、認識をしっかりと持っていないといけない。そして、大局的な戦略判断というものを政党が、あるいは政治家がしっかりと持っていることがシビリアンコントロールの要諦ではないか、そのようなことを学ばせていただくのではないかと思っております。

○竹内委員 私自身は、この事件からこういうふうにご覧いただいております。二大政党制というものが持つ欠陥というものがある。それからもう一つ、天皇の政治利用というのがいかに重大な問題を惹起するかということについても注意を払わなければいけないと思います。私は、たとえ倒閣、内閣を倒すとか政権交代のためとはいえず、やってよいこととやってはならないことがあるというふうに思うわけでございます。

その上で、現在の、いよいよ二大政党制の時代を志向されておられるわけでございますけれども、戒めなければならないことは、政権交代のた

めとはいえ、権力奪取のためとはいえ、財源の確保たる当てもなく、やはり、子ども手当を初めとする一連の巨大なばらまき政策をやって国家財政を破綻させてはいけないというふうには私に思っております。

本年度が約一・三兆円、来年度が、子供一人二万六千円、総額約五・三兆円、日本の防衛予算よりも大きい、これを財源を確保せずにやれば、日本は間違いなく破綻すると私は思っております。

しかも、二月四日の参議院の決算の総括質疑がございまして、そのとき、仙谷国家戦略担当大臣がこういふふうにおっしゃっています。二〇〇五年の小泉総理の郵政選挙後に、政策的にまともなことをちゃんと提起するのではなかなか日本の選挙は勝てないと総括してマニフェストをつくりましたということ、これは確かに自民党の丸山参議院議員の質問に対してこのようにおっしゃったんですね。

つまり、選挙に勝つための、そして、政策的にはまともでないマニフェストであることを仙谷大臣は認めたということになるわけでございます。

そこで、総理に質問させていただきます。

子ども手当の、子供一人月額二万六千円の根拠を教えてください。なぜ二万六千円という数字が出てきたのか、その理由を教えてください。

○鳩山内閣総理大臣 先ほど竹内委員に対する答弁の中で、浜口雄幸総理が狙撃をされたと言った後、刺されたと言ってしまったようであります。が、撃たれた、狙撃されたと言正申し上げておきたいと思っております。

子ども手当に関して先ほど御議論がございました。景気対策とかあるいは少子高齢化、少子化対策という意味もございしますが、一番大事なことは、子供を社会全体で支える仕組みをつくるということが一番の目的でございます。

そして、そのためにどのぐらいの額が必要かというところになれば、子供を一人お育ていただくためにどのぐらいの費用がかかるかということ

算させていただく中で、私どもとして二万六千円程度、すなわち、これは海外の例なども参考にさせていただきながら、このぐらいの額がかかるということを調査させていただいて、そのように決めたところでございます。

○竹内委員 私も過去の民主党の経緯を調べてみました。

そうすると、大体二〇〇二年ぐらいに骨格ができてきたようになっておりまして、当時の発想は、配偶者控除と子供の控除の額を子供の人数で割った一六六千円だった。それがいつの間にか一六六千円に上乗せされたきっかけは、二〇〇七年一月の当時の小沢一郎代表の代表質問でございまして、突如、民主党が政権をとったら六兆円規模の子ども手当を創設すると宣言されました。六兆円を当時の子供の数で割ると約二万六千円になったというだけのことでございまして、なぜ六兆円なのか等、極めてこれは根拠薄弱と言わねばならないわけでございます。

総理にお尋ねしますが、来年度、子ども手当を、借金をしてでも必ず満額支給を国民に約束されるのか、それとも見つかった財源の範囲内で行うと修正されるのか、どちらでしょうか。

○鳩山内閣総理大臣 先ほどの二万六千円に関して、小沢代表時代に、一六六千円ではやはり足りないという発想の中で概算を、子供が育つためにかかる費用を計算いたしましたところ、各年齢の平均年齢が大体三十万、年間でありまして、そのぐらいかかるということになったものですから、二万六千円という計算をいたしましたところでございます。

それから、子ども手当が満額できるのかという議論は先ほどなされたところでございますが、私どもとすれば、子供の手当を支給させていただくために将来の子供に借金を背負わせるということとはなかなかやるべきではない。すなわち、国債を発行してまでやるべきではない。したがって、財源というものは、国債を発行しない中で、歳出の削減あるいは予算の見直しなどで手当てをされ

るべきだ、そのように考えているところでございます。

なかなか厳しいということは状況としては事実だと思っておりますが、私どもとすれば、満額支給というのに向けて、すなわち月額二万六千円支給することを目標として最大限の努力をしております。

○竹内委員 今、重要なことをおっしゃいました。これに関しては、来年度は国債発行はしないということをおっしゃったわけでございまして、歳出削減と予算の見直しでやるということをおっしゃいました。非常に重要な御発言だと思います。

最後に質問させていただきますが、その意味では、子ども手当はまさに鳩山民主党の看板政策でありますし、あの昨夏の政権交代選挙の国民との最大の約束であるというふうに思います。今満額支給に向けて努力するというふうにおっしゃいましたけれども、もしも満額支給できなかったときは、総理はこの責任をとられるべきであると私は思うんです。もしもできなかったときは責任をとって総理の職を辞すべきであると私は思いますが、いかがですか。

○鳩山内閣総理大臣 マニフェストの実現に向けて努力することは言うまでもありません。そのことで、できない場合はすぐに辞するということを要求される方がいろいろ多いわけでございしますが、私としては、当然のことながら、満額支給に向けて最大限の努力をする。これはまさに、枝野行政刷新大臣というものを起用させていただく中で、無駄遣いを徹底的に洗い出していくという意欲を強く持っているところでございます。

なかなか厳しい環境は先ほど申し上げたとおりでございますが、国民の皆様方に、満額支給に向けて最大限の努力をすることを改めて誓いをさせていただきます。

○竹内委員 終わります。ありがとうございます。

○玄葉委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず、総理にお尋ねをしたいと思ひます。
配付をいたしました資料、これを見ていただきたいんですが、これは「企業規模別 利益配分の推移」というふうに見出しを書かせていただきました。左側は資本金十億円以上の大企業、右側は資本金一億円未満の中小・小規模企業のグラフです。

二〇〇一年度を一〇〇として、これを基準とすると、大手企業の経常利益、青いところですが、一時期二倍以上となった後、リーマン・ショックを含む二〇〇八年度は一・二六・七。ところが配当の方は、一時四倍近くふえた後、二九四・三。若干減ったとはいひながら、三倍であります。役員給与は一〇七・一ということですね。従業員給与は九八・五、これはマイナスでございます。

一方、資本金一億円未満の中小・小規模企業はどうか。経常利益は余り伸びておりません。配当は一四一・〇。注目したいのは、役員給与が九五・六にとどまっているわけです。しかし、従業員給与は一〇七・三、これはわずかながら増加をしております。

このグラフをごらんになって、鳩山総理はどのような感想をお持ちになりますでしょうか。

○鳩山内閣総理大臣 佐々木委員に正直にお答えをいたしますが、やはり、大分大きな企業と中小企業との間で、番わかりやすいのは、配当金に対するの考え方が違うなというところでございます。

これは企業でありますから、企業それぞれの判断というものが優先されるのは言うまでもないことだとは思っておりますが、少なくとも大手の企業の皆さん方が株主に対する優遇施策を重視されたのではないかと、そのように考えておりました。このように大きな開きがあるということは若干の驚きだと申し上げておきます。

○佐々木(憲)委員 大きな企業は、労働者の方については非正規雇用にどんどん置きかえていく。

この背景には、労働法制度の規制緩和というのがあったわけです。労働者全体の賃金水準を引き下げ、こういうふうになりました。そういうことをやりながら利益を生み出して、役員の給与、賞与をふやす、あるいは配当をほとんどふやす、あるいは内部留保に回す、こういうやり方をしてきたわけです。

しかし、中小・小規模企業はなかなか経営が大変で、役員の給与、賞与よりも、従業員の生活を何とか守ると。我々、話を聞いてみましたが、家族同然のそういう人たちの暮らしを守りたいんだということ、むしろ従業員をふやして懸命に利益を上げようという努力をされているわけです。この姿がこの資料にあらわれているというふうに思ひます。

個別の大企業について少し触れていきますと、例えば、経団連会長の会社、キヤノンですね。これは、当期純利益は千三百十六億円です。これは十二月決算。それを上回って千三百五十八億円、配当に回しているんです。内部留保を取り崩しても配当に回すというふうな姿勢をとっております。

今総理もおっしゃいましたように、小泉・竹中路線によってこういう傾向はやはり加速されて、全体として経済格差は拡大したというふうには思ひます。幾ら株主優先主義だといつても、この風潮はかなり行き過ぎているというふうに私は思ひますが、総理はどのようにお考えでしょうか。

○鳩山内閣総理大臣 大企業の中でも今キヤノンの例を引き合いに出しておられたわけですが、確かに、キヤノンについては利益を配当に極めて厚く充てていると考えております。これは事実ではないかと思ひます。

いずれにせよ、企業は株主のみで成り立っているわけではありません。特に、従業員に対する配慮、今派遣労働者がふえているということがありました。現実には大企業は、そのようなことで従業員に対する給料はむしろ下がっているという実態

があるということでありまして、従業員やあるいは消費者、地域社会といった関係者の密接な協力があった初めて企業というものは成り立つんだという認識をしつかりと持たなければならぬ。企業は社会的存在だというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 ついでに言ひますと、同じ十二月決算のブリヂストン、これは、当期純利益は十億四千三百万円です。それなのに配当は百二十五億四千八百万円。純利益の十二・五倍を配当に回しております。この配当に、証券優遇税制によつて巨額の減税が行われているわけです。既に私は予算委員会でも総理に御質問しましたが、この税率、今減税が行われて一〇%になっております。配当、譲渡益課税、当然これはもとの二〇%に戻すということが私は必要だと思ひます。

この財務金融委員会でもこのことを議論してまいりました。菅大臣も、それは検討が必要である、峰崎副大臣は、すぐにでもやりたい、こういう話をされておられましたが、総理の決断をお聞きしたいと思ひます。

○鳩山内閣総理大臣 私がどのような株式を持っているということは全く別の議論であらうかと思ひますが、いずれにしても、これは私ども税制調査会で真剣に議論すべき問題であらうかと思ひます。

今佐々木委員が御指摘されたように、大企業の配当が極めて大きくなっているという現実があるわけでございます。一方で、これは時間的に、経済が必ずしもよくないという状況の中で、株価が必ずしも高くないという現実の中で、時限的に一〇%に軽減されているというのが事実ではないかと思ひますが、この件に関しては、私よりも、より専門家であります菅財務大臣あるいは峰崎先生方にお任せをして、税調でしっかりと真剣に議論をされるべきだ、そのように考えます。

○佐々木(憲)委員 菅大臣や峰崎副大臣には何度も質問をいたしましたので、きょうは問ひません。税率が軽減されているというのは、決して、それをやれば株が上がるというものではありません。

ん。やはり市場の信頼というようなことがまず第一、それから経済全体の活性化というものがあって初めて株価というものは上がってくるわけでありますから、それ抜きに、税率を下げれば株が上がるなどというそんな単純な話ではありません。

今は企業の体質の問題が問われているわけです。これにどう新しい政権が対応するか、このことが問われているわけですね。財源問題も今議論になりました。したがって、やはり力のあるところに応分の負担を求め、そして、消費税のよ

うな逆進性のあるものは、これを増税するなどというのはいやではない、私はそう思っているんです。そういう方向でぜひ検討して、こういう不公平なものでは正をしていただきたい、このことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○玄葉委員長 これにて内閣総理大臣出席のもと質疑は終了いたしました。

総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

これにて各案に対する質疑は終局いたしました。討論の申し出がありますので、順次これを許します。小野塚勝俊君。

○小野塚委員 民主党の小野塚勝俊でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について、三法案すべて賛成の立場から討論を行います。

まず、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、平成二十二年度における特例公債

三千七百九十五億円を発行可能とすることに加え、財政投融資特別会計から四兆七千五百四十一億円、外国為替資金特別会計から三千五百億円、食料安定供給特別会計から百四億円余の特別会計の積立金、剰余金を一般会計に繰り入れることを定めたものであります。

本法律案が定める特例、特別措置は、平成二十二年一度一般会計歳入予算の約四七％を確保するものであり、平成二十二年一度予算と本法律案はまさに一体不可分のものであります。

平成二十二年一度予算は、昨年夏の衆議院総選挙において国民の皆さんが支持してくださった国民の生活が第一の理念を具体化した子ども手当、高校の実質無償化、農業の戸別所得補償、年金記録問題への対応、医師不足解消など、国民生活に安心と活力をもたらす多くの施策を盛り込んだ、命を守るための予算であります。

現下の厳しい経済状況に対処するために、本年一月二十八日に成立いたしました平成二十一年度第二次補正予算と平成二十二年一度予算とを一体として切れ目なく執行することが不可欠であり、そのためにも、本法律案の成立を強く求めるものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、鳩山内閣発足後、政治家から構成され一元化された税制調査会での議論を踏まえたものであり、国民の皆さんに信頼していただける税制を構築するとの観点から、税制全般にわたる改革の第一歩として大変に重要な意義を有するものであります。

具体的には、所得税において控除から手当へといった見直しを進めるほか、租税特別措置の抜本的な見直し、いわゆる一人オナー会社課税制度の廃止、また、新しい公共の役割の重要性を踏まえ、市民公益税制の拡充等を行うこととしています。

本法律案が定める措置は、いずれも我が国の直面する諸課題や国民の皆さんの切実な声に対応す

るものであると確信しております。

最後に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査を行い、その結果を国会に報告することを定めたものであります。

本法律案の成立により、租税特別措置の適用状況が透明化するとともに、適切な見直しが進められることを通じて、国民の皆さんが納得できる公平で透明な税制の確立に寄与するものと考えます。

以上、三法案に賛成する私の討論を終わります。(拍手)

○玄葉委員長 次に、徳田毅君。

○徳田委員 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十二年一度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の二法案に反対、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案に賛成の立場で討論を行います。

まず、特例公債法案であります。

平成二十二年一度予算の国債発行額は実に四十四兆三千億円となり、当初予算としては昭和二十一年度以来という、借金が税収を上回る異常事態となっております。中期的な財政規律のルールもありません。このような多額の公債発行を容認することはできません。

次に、所得税法等の一部改正案についてであります。

本法案に反対する第一の理由は、本法案は、選挙目当てのばらまきマニフェスト実現のための財源探しに終始し、税制の理念や整合性、さらには税源のあり方を無視した、いわばパッチワーク税制改正であるからであります。

満ち足りていません。

第二に、財源確保を優先し、税制改革の全体像が示されないまま行われた扶養控除等の廃止縮小は、精緻な議論の積み重ねがない拙速な改正により、税負担に新たな不公平を生じさせることとなるからであります。

第三に、いわゆる一人オナー会社の役員給与の損金不算入制度の廃止は、税負担の不均衡を復活することにつながり、言語道断であります。

第四に、たばこ税の増税は、マニフェストにも掲げられていない増税項目で、近年類を見ない大幅な値上げについての合理的な理由の説明もなく、葉たばこ農家、たばこ小売店などへの影響等を十分に配慮したものとはなっていません。

以上の理由から、これらの法案には反対をいたします。

なお、租税透明化法案につきましては、その目的が、租税特別措置の適切な見直しを推進し、課税の公平性確保に寄与するものであることから、本法案には賛成であります。

以上申し上げた理由により、特例公債法案及び所得税法等の一部改正法案については反対、租税透明化法案については賛成することを表明いたします。私の討論といたします。(拍手)

○玄葉委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十二年一度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の二法案に反対、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案に賛成する立場から討論を行います。

平成二十二年一度予算案及び税制改正法案は、鳩山内閣における中長期的な財政の見通しが全く示されない中で、将来への不安を増幅するだけの場当たり的なものとなっております。

時の政権は、将来に向けた財政健全化への道筋をきちんと示すことが極めて重要な責務です。しかしながら、鳩山内閣はそうした議論を先送りし

ており、理念なし、将来の見通しなしの鳩山政権の財政運営に対しては、市場からも警告が出されています。

公明党は、こうした観点から、四十四・三兆円もの将来の見通しなき国債の大増発は到底認められるものではなく、その根拠を占める三十八兆円もの特例公債の発行を認める特例公債法案には反対です。

所得税法等の改正案については、理念なき予算、税制であることに加え、現下の経済状況を踏まえた景気刺激に資する税制改正にはほど遠いものです。

そもそも、鳩山内閣では、経済政策の軸がはっきりせず、二転三転、迷走しており、結果、税制改正もちぐはぐで、景気刺激の効果は極めて低いものであると指摘せざるを得ません。

また、マニフェストの財源確保のために、きちんとした説明もなく、マニフェスト違反の増税を実施しようとしています。

中でも、人的控除については、控除から手当への考え方自体は理解できますが、人的控除のあり方は税制の抜本改革の中で整合的に検討されるべきであり、単に財源確保のためにつまみ食いの改正するやり方は大いに問題があります。

また、住民税の年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮小は、明らかに公約違反です。あわせて、これらを手当や高校授業料無償化の財源として活用することは、給付と負担の関係において問題があることを指摘しておきます。

たばこ税の引き上げについては、引き上げ幅の明確な根拠は見当たらず、また、国民に理解を求める丁寧な議論を経たとは言えません。こうした中で、過去に例のない大幅増税を行うことは拙速であり、安易な大衆増税のそしりは免れません。

なお、ガソリン税等の燃料課税の暫定税率について、実質的に暫定税率を維持するとしたことは、環境面での配慮など公明党の主張と一致しますが、民主党にとってみれば明白なマニフェスト違反です。他方において、公明党は、自動車重量

税、自動車取得税は、暫定税率を廃止し、本則税率まで引き下げるべきと考えます。

以上、国税関連二法案に反対する主な理由を申し述べました。

なお、租特透明化法案については、税制の透明化の観点から賛成することを申し上げて、討論を終わります。(拍手)

○玄葉委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭 委員 日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案及び平成二十二年公債特例等法案の二法案に反対、租税特別措置透明化法案に賛成の立場で討論を行います。

所得税法等改正案に反対する第一の理由は、大企業、大資産家優遇措置に手をつけず、消費増税路線を温存させているからであります。これまで自民・公明政権は、大企業、大資産家に減税措置を繰り返す一方、国民には、定率減税の廃止などの増税や社会保障の負担増など、合わせて年額十三兆円にも及ぶ国民負担を強いてきました。その結果、大企業の内部には多大な内部留保金ためられ、深刻な格差が社会問題化する事態となりました。

このような不公平な税制を改めることを国民は求めています。にもかかわらず、本法案で、大企業優遇の研究開発減税特別措置の延長を決め、証券税制の優遇税率の是正を行いませんでした。そのほか、住宅取得を促進するための贈与税特別措置を五百万円から一千五百万円に引き上げることなど、資産のある人に恩恵が多い措置を盛り込んでおります。

また、四年間は消費税は増税しないといながら、消費税増税にレールを敷く所得税法附則百四条はそのままであります。

第二の理由は、扶養控除及び特定扶養控除の上乗せの廃止の問題です。子ども手当の支給は、二〇一〇年度の月額一万三千円しか本予算案で決められておらず、月額二万六千円についての保証はありません。にもかかわらず、所得税、住民税の扶養控除等の廃止による増税を恒久措置として決

めております。このままでは、子ども手当の給付よりも負担増の方が多い世帯が生まれてしまいます。それを是正する具体策は何も示されませんでした。

その他、滞納の罰則の強化など、納税者の権利が後退しかねない内容も含まれています。中小企業対策で賛成できる内容も含まれておりますが、法律案全体に対しては上記の理由から反対いたします。

二〇一〇年度予算は、戦後最高の赤字国債の発行を前提としていますが、軍事費の削減や大企業、大資産家優遇税制の是正には全く手をつけていません。この二つの聖域に踏み込む財政の転換をせず、国民に膨大な借金のツケを回す本公債特例法案には賛成できません。

最後に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案です。本法案は、恩恵を受けている企業名は公表しないなど、民主党が過去に提出してきた法案よりも後退していると見られる点もあります。租税特別措置の実態を調査し、国会で明らかにすることで租税特別措置の透明化を促進するものであり、賛成いたします。

以上で討論といたします。(拍手)

○玄葉委員長 これにて討論は終局いたしました。

○玄葉委員長 これより採決に入ります。

まず、平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玄葉委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玄葉委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玄葉委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○玄葉委員長 この際、ただいま議決いたしました平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対し、中塚一宏君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・改革クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。石井啓一君。

○石井啓一 委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたし、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 平成二十二年予算は、税収を公債金収入が上回るという事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることに鑑み、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。

一 外国為替資金特別会計の積立金や国債整理基金を取り崩して一般会計に繰り入れることは、外国為替資金特別会計の健全性を損なう恐れや、また国債整理基金の運営に支障をきたす可能性があり、ひいては我が国財政に対する信用の低下を招きかねないため、各特別会計の積立金・資金の設置の趣旨を損なうこととならないよう努めること。

一 国債に対する信認を確保していくことの重要性を認識しつつ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○玄葉委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玄葉委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。財務大臣菅直人君。

○菅直人 大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○玄葉委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○玄葉委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十分散会

平成二十二年三月十五日印刷

平成二十二年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局